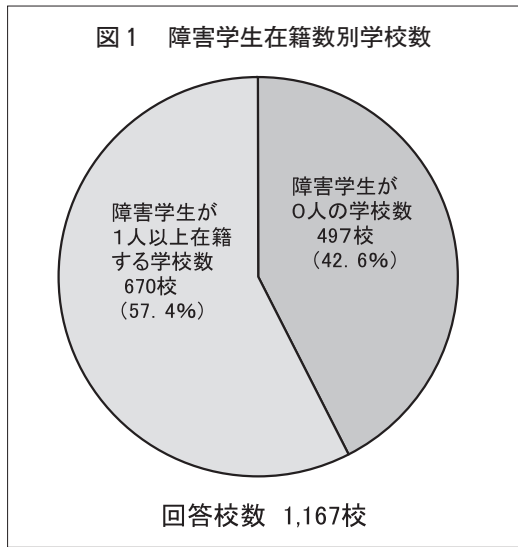


● 解説 ●
**高等教育機関における障害学生の実態と
 障害学生修学支援ネットワーク事業について**

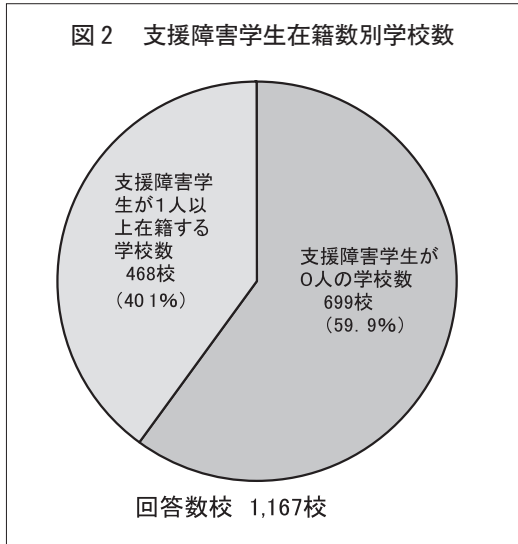
独立行政法人日本学生支援機構学生生活部特別支援課

はじめに

平成一六年四月、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が創設され、同時に障害学生支援という新たな業務を担う特別支援課が設置された。機構では、高等教育機関における障害学生の在籍数等について、平成一七年度に初めて「大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査（以下「実態調査」という。）を行い、第二回目の調査結果（平成一八年五月一日現在）をこの五月に取りまとめた。これによれば、障害のある学生が在籍している学校は約六割あり（図1）、うち障害のある学生が学校に対し支援を申し出て、なおかつ学校が支援を行っている学校は約四割



あることが明らかとなった（図2）。こうした背景については、今後調査が必要であるものの、高等教育機関における障害学生の受け入れ体制は、先進的な取組を進めている大学がある一方で、全体としては十分な体制が整備されているとは言い難い状況にある。



一 高等教育機関における障害学生の実態

（一）障害種別障害学生数及び障害学生在籍数別学校数
 平成一八年度の実態調査（回答校一一六七校、回収率九三・八％）において、全国の大学等に在籍する障害のある学生の数は四九三七人であり、学生総数の〇・一六％にあたる。障害種別学校数は、視覚障害は五一〇人、聴覚・言語障害は一二〇〇人、肢体不自由は一七五一人、重複数は九三人、病弱・虚弱は八七七人、その他は三七九人となっており、平成一八年度調査から調査対象として加えた発達障害学生数は一二七人となっている。（図3）
 また、障害学生が在籍していないと回答した学校は四九七校（回答校全体の四二・六％）で、一人以上の障害学生が在籍する学校は六七〇校（同の五七・四％）となっている。

（二）支援障害学生数及び支援障害学生在籍数別学校数
 障害学生のうち、学校に支援の申し出があり、それに対して学校が何らかの支援を行っている（予定を含む）障害学生（以下「支援障害学生」という。）の総数は二二五

図3 障害種別障害学生数

		平成18年度障害学生数
視覚障害	盲	176
	弱視	334
	小計	510
聴覚・言語障害	聾	378
	難聴	796
	言語障害のみ	26
	小計	1,200
肢体不自由	上肢機能障害	240
	下肢機能障害	732
	上下肢機能障害	485
	他の機能障害	294
	小計	1,751
重複		93
病弱・虚弱		877
発達障害	LD	13
	ADHD	20
	高機能自閉症等	94
	小計	127
その他		379
計		4,937

六人となっており、全障害学生総数における割合は四五・七％である。障害種別の支援障害学生数は、視覚障害は三六七人、聴覚・言語障害が七九九人、肢体不自由が七二二人、重複が三六六人、病弱・虚弱が一九九人、発達障害が四六六人となっている。

また、支援障害学生在籍数別学校数は、支援障害学生が在籍していないと回答した学校は六九九校（回答校全体の五九・九％）で、一人以上の支援障害学生が在籍する学校

は四六八校（同の四〇・一％）となっている。

(三) 授業保障実施状況
授業保障（ノートテイク、手話通訳、点訳等）の実施校数は三九七校であり支援障害学生が在籍している学校の七九・六％で実施されている。

(四) 委員会、専門部署・機関、障害学生修学支援コーディネーターの配置状況

障害学生の修学支援を対象とした障害学生委員会、バリアフリー委員会、支援担当者会議等（「委員会」という。）を設置していると回答した学校は八八校（回答校全体の七・五％）、障害学生の修学支援を対象とした部署・機関（「専門部署」という。）を設置していると回答した学校は二八校（同の二・四％）、障害学生の修学支援に関わるコーディネイト業務を専門に行っているスタッフを配置していると回答した学校は四〇校（同の三・四％）となっている。

二 障害学生修学支援ネットワーク事業について

前述の実態調査結果からも、高等教育機関における障害

学生支援体制は必ずしも十分であるとは言いがたい状況にある。そのため、機構では、「障害学生修学支援ネットワーク」を昨年度立ち上げたところである。

これは、全国の大学や関係機関がネットワークを作り、一丸となって大学等の障害学生修学支援制度の整備を目指すものである。当面の目標として、全国を十一の地域ブロックに区分し、各地域ブロックで先進的な取組を行っている大学等を「拠点校」として、該当地域の障害学生修学支援体制の整備や取組の共有化を図り、また、障害者施策に係る専門的な研究機関を「協力機関」として、各拠点大学をサポートすることとしている。事業は「研修」、「研究促進」、「相談事業」の三つを柱として進めていくこととしており、このうち、各学校からの障害学生修学支援担当者からの相談に応じる「相談事業」について、昨年一〇月に開始したところである。

現在、拠点校は、宮城教育大学、筑波大学、日本福祉大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学の七大学が、協力機関は、筑波技術大学と独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の一大学一機関により組織されている。

特集・障害学生支援

なお、機構では大学等における障害学生修学支援の取組

に資する各種ツールを整備してきたところである。「障害学生修学支援メニュー」「はじめて障害学生を受け入れるにあたって」「障害学生修学支援のためのFAQ」の三つである。詳しくは、後述の機構のホームページをご覧ください。

おわりに

今後は、このネットワーク事業における相談事業を充実させるとともに、研究促進事業と研修事業の構築を進めていきたいと考えている。それにより、全国の大学等が相互支援を図り、独自には対応できない課題を解決し、障害のある学生の修学支援の充実に繋がっていきたいと考えている。

また、障害のある学生に対する修学環境の整備が進むことで、これまで高等教育機関への進学を考えていなかった生徒が関心を持ち、学びたいと思う障害のある生徒が一人でも多く高等教育機関へ進学し、有意義な学生生活を送れるよう、各大学等に対する支援のあり方を追求していききたいと考えている。

（障害学生修学支援情報については、http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/index.htmlをご覧ください。）